

社 援 発 0 9 0 4 第 1 号  
平 成 3 0 年 9 月 4 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
(公 印 省 略)

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年10月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配意されたい。

なお、「学習支援費の創設及び子どもの健全育成支援事業の実施について」（平成21年7月1日社援発0701第6号当職通知）は、平成30年9月30日付けで廃止する。

## ○「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日厚生省社会局社発第246号)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社発第246号 昭和38年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準(昭和38年4月厚生省告示第158号)をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第7 最低生活費の認定 最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行なわなければならないこと。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一般生活費 (1) 基準生活費</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 入院患者に付き添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について</p>	<p style="text-align: right;">社発第246号 昭和38年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準(昭和38年4月厚生省告示第158号)をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第7 最低生活費の認定 最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行なわなければならないこと。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一般生活費 (1) 基準生活費</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 入院患者に付き添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について</p>

基準生活費の算定上特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえない。

なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額②（以下「第1類費基準額②」という。）に3分の2を乗じて得た額と同表中基準額③（以下「第1類費基準額③」という。）に3分の1を乗じて得た額の合算額に0.25を乗じて得た額を計上すること。ただし、第1類費基準額②の額が同表中基準額①（以下「第1類費基準額①」という。）に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「基準額②（以下「第1類費基準額②」という。）」を「第1類費基準額①に0.9を乗じて得た額」と読み替え、第1類費基準額③の額が第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「基準額③（以下「第1類費基準額③」という。）」を「第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

キ～サ （略）

(2) 加算

各加算の取扱いは、次によること。

ア～キ （略）

ク 児童養育加算

(7) 保護受給中の者について、月の途中で新たに児童養育加算（児童養育加算に係る経過的加算を含む）を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。

(4) 児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの）という。以下この(4)において同じ。）の養育にあたる者が児童にも該当する場合は、当該養育にあたる児童についても加算を計上して差しつかえない。

ケ （略）

コ 母子加算

(7) 保護の基準別表第1第2章の8に規定する母子加算に係る経過的加算について、同一の者が保護の基準別表第1第2章の8の(2)のア及びイの要件をすべて満たす場合は、いずれか高い加算の額を計上すること。

(4) 保護の基準別表第1第2章の8の(3)にいう「これに準ずる状態にあ

基準生活費の算定上特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえない。

なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額の25パーセントに相当する額を計上すること。ただし、基準額②の額が基準額①に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。

キ～サ （略）

(2) 加算

各加算の取扱いは、次によること。

ア～キ （略）

ク 児童養育加算

(7) 保護受給中の者について、月の途中で新たに児童養育加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。

(4) 児童のみで構成されている世帯において、その世帯における兄又は姉等が弟妹等の養育にあたる場合、その養育にあたる者については児童として取り扱わないこと。

ケ （略）

コ 母子加算

(新規)

(7) 保護の基準別表第1第2章の8の(2)にいう「これに準ずる状態にあ

る」場合とは、次に掲げる場合のように、父母の一方又は両方が子の養育にあたるできない場合をいうものであること。

a～d (略)

(ウ) 保護受給中の者について、月の途中で新たに母子加算(母子加算に係る経過的加算を含む。以下同じ。)を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の翌月から加算の認定変更を行うこと。

(エ)～(カ) (略)

(3) 入院患者の基準生活費の算定について

ア (略)

イ 入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、第1類費基準額②に3分の2を乗じて得た額と第1類費基準額③に3分の1を乗じて得た額の合算額に0.75を乗じて得た額及び保護の基準別表第1第1章の1の第2類の表に定める基準額②(以下「第2類費基準額②」という。)に3分の2を乗じて得た額と同表中基準額③(以下「第2類費基準額③」という。)に3分の1を乗じて得た額の合算額に0.2を乗じて得た額の合計額(12月においては、当該合計額に期末一時扶助費を加えた額)とすること。ただし、第1類費基準額②に0.75を乗じて得た額と第2類費基準額②に0.2を乗じて得た額の合算額が、第1類費基準額①に0.75を乗じて得た額と同表中基準額①(以下「第2類費基準額①」という。)に0.2を乗じて得た額の合算額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「第1類費基準額②」を「第1類費基準額①に0.9を乗じて得た額」と、「基準額②(以下「第2類費基準額②」という。)」を「第2類費基準額①に0.9を乗じて得た額」と読み替え、第1類費基準額③に0.75を乗じて得た額と第2類費基準額③に0.2を乗じて得た額の合計額が、第1類費基準額①に0.75を乗じて得た額と第2類費基準額①に0.2を乗じて得た額の合計額に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「第1類費基準額③」を「第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と、「基準額③(以下「第2類費基準額③」という。)」を「第2類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

ウ～ク (略)

(4) (略)

る」場合とは、次に掲げる場合のように、父母の一方又は両方が子の養育にあたるできない場合をいうものであること。

a～d (略)

(1) 保護受給中の者について、月の途中で新たに母子加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の翌月から加算の認定変更を行うこと。

(ウ)～(カ) (略)

(3) 入院患者の基準生活費の算定について

ア (略)

イ 入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に75パーセントを乗じて得た額及び保護の基準別表第1第1章の1の第2類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に20パーセントを乗じて得た額の合計額(12月においては、当該合計額に期末一時扶助費を加えた額)とすること。ただし、第1類の表に定める基準額②に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額②に20パーセントを乗じて得た額の合算額が、第1類の表に定める基準額①に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額①に20パーセントを乗じて得た額の合算額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

ウ～ク (略)

(4) (略)

(5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。

なお、(7)から(9)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(7) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものが無い場合

a～c (略)

区 分	金 額
再生によることができる場合	1組につき <u>13,200</u> 円以内
新規に購入を必要とする場合	1組につき <u>19,200</u> 円以内

(イ) (略)

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金 額	
	夏 季 (4月から 9月まで)	冬 季 (10月から 3月まで)
2人まで	19,500 円以内	<u>35,100</u> 円以内
4人まで	<u>37,200</u> 円以内	<u>59,400</u> 円以内
5人	<u>47,800</u> 円以内	<u>75,500</u> 円以内
6人以上1人を増すごとに加算する額	7,000 円以内	10,400 円以内

(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合

51,000 円以内

(オ) (略)

(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合

月額 20,500 円以内

(5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。

なお、(7)から(9)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(7) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものが無い場合

a～c (略)

区 分	金 額
再生によることができる場合	1組につき <u>13,100</u> 円以内
新規に購入を必要とする場合	1組につき <u>19,100</u> 円以内

(イ) (略)

(ウ) 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金 額	
	夏 季 (4月から 9月まで)	冬 季 (10月から 3月まで)
2人まで	19,500 円以内	<u>35,000</u> 円以内
4人まで	<u>37,100</u> 円以内	<u>59,300</u> 円以内
5人	<u>47,700</u> 円以内	<u>75,300</u> 円以内
6人以上1人を増すごとに加算する額	7,000 円以内	10,400 円以内

(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合

50,900 円以内

(オ) (略)

(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合

月額 19,900 円以内

イ (略)

(6) 家具什器費

ア 炊事用具、食器等の家具什器

被保護世帯が次の(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、29,100円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、46,400円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。

(ア)～(オ) (略)

イ・ウ (略)

(7) (略)

(8) 入学準備金

ア 小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部(以下「小学校等」という。)又は中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程(保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。)若しくは特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)に入学する児童又は生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。

小学校等入学時 63,100円以内

中学校等入学時 79,500円以内

イ 児童又は生徒が次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当した場合であつて、就学期間中に学生服、ランドセル及び通学用かばん(以下このイにおいて「制服等」という。)の買い換えが必要であると保護の実施機関が認めた場合は、上記アに規定する額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(ア) 制服等が成長に伴って使用に耐えない状態にあると認められる場合

(イ) 制服等が通常の使用による損耗により使用に耐えない状態にあると認められる場合

イ (略)

(6) 家具什器費

ア 炊事用具、食器等の家具什器

被保護世帯が次の(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、28,700円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、45,800円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。

(ア)～(オ) (略)

イ・ウ (略)

(7) (略)

(8) 入学準備金

小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部(以下「小学校等」という。)又は中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程(保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。)若しくは特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)に入学する児童、生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。

小学校等入学時 40,600円以内

中学校等入学時 47,400円以内

(ウ) 制服等が災害等により消失又は使用に耐えない状態にあると認められる場合

(9)・(10) (略)

3 教育費

(1) (略)

(2) 学級費等

学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定する基準額によりがたいときは、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

小学校等 月額 830円以内

中学校等 月額 750円以内

(3) 教材代

正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものについて、教育費のうちの教科書代を計上する場合には、学校長又は教育委員会の指定証明を徴すること。

なお、正規の教材の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することとなっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器であること。

(4)～(6) (略)

(7) 学習支援費

ア 小学校等又は中学校等に通学する児童又は生徒が課外のクラブ活動を行うための費用を必要とする場合は、1学年ごとに保護の基準別表第2に規定する学習支援費(年間上限額)の項にそれぞれ規定する額(イにおいて「年間上限額」という。)の範囲内において、必要の都度、必要な額を認定すること。

イ アの課外のクラブ活動に要する費用について、合宿及び大会等への参加にかかる交通費及び宿泊費が必要となることにより、年間上限額によりがたい場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、1学年ごとに、年間上限額に換えて、年間上限額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

4～6 (略)

(9)・(10) (略)

3 教育費

(1) (略)

(2) 学級費等

学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定する基準額によりがたいときは、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

小学校等 月額 670円以内

中学校等 月額 750円以内

(3) 教材代

正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものについて、教育費のうちの教科書代を計上する場合には、学校長又は教育委員会の指定証明を徴すること。

なお、正規の教材の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することとなっている副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典であること。

(4)～(6) (略)

(7) 学習支援費

学習参考書等((3)に含まれるものを除く。)の購入費及び課外のクラブ活動に要する費用に充てる経費であり、その計上に当たっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても月額全額を計上すること。

4～6 (略)

## 7 出産費

- (1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第6により難しいこととなったときは、保護の基準別表第6の1について、305,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。
- (2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第6の1について、基準額（(1)の要件を満たす場合は、305,000円）の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。
- (3) (略)

## 8 生業費、技能修得費及び就職支度費

- (1) (略)
- (2) 技能修得費

### ア 技能修得費（高等学校等就学費を除く）

技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。

- (7) (略)

- (イ) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項の養成施設において、はり師、きゅう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が2年をこえる場合であっても、その期間1年につき80,000円の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。
- (ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、133,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な

## 7 出産費

- (1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第6により難しいこととなったときは、保護の基準別表第6の1について、308,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。
- (2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第6の1について、基準額（(1)の要件を満たす場合は、308,000円）の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。
- (3) (略)

## 8 生業費、技能修得費及び就職支度費

- (1) (略)
- (2) 技能修得費

### ア 技能修得費（高等学校等就学費を除く）

技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。

- (7) (略)

- (イ) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項の養成施設において、はり師、きゅう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が2年をこえる場合であっても、その期間1年につき78,000円の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。
- (ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、131,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な



額を認定して差し支えないこと。

- (イ) 上記(ア)に定めるところにかかわらず、(平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額 213,000 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(オ)～(キ) (略)

#### イ 高等学校等就学費

(ア)・(イ) (略)

- (ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額 1,750 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

- (エ) 教材代の認定を行う場合には、必要に応じて教材の購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。

正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器であること。

(オ) (略)

- (カ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、86,300 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。

また、生徒が次のaからcまでのいずれかに該当した場合であって、就学期間中に学生服及び通学用かばん(以下この(カ)において「制服等」という。)の買い換えが必要であると保護の実施機関が認めた場合は、

額を認定して差し支えないこと。

- (イ) 上記(ア)に定めるところにかかわらず、(平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額 209,000 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(オ)～(キ) (略)

#### イ 高等学校等就学費

(ア)・(イ) (略)

- (ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額 1,670 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

- (エ) 教材代の認定を行う場合には、必要に応じて教材の購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。

正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック 及び和洋辞典であること。

(オ) (略)

- (カ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、63,200 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。

上記に規定する額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

- a 制服等が成長に伴って使用に耐えない状態にあると認められる場合
- b 制服等が通常の使用による損耗により使用に耐えない状態にあると認められる場合
- c 制服等が災害等により消失又は使用に耐えない状態にあると認められる場合

(キ) (略)

(ク) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、26,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合には、前記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差しつかえない。

(ケ) 高等学校等に通学する生徒が課外のクラブ活動を行うための費用を必要とする場合は、1学年ごとに保護の基準別表第7に規定する学習支援費(年間上限額)の項に規定する額(以下この(ケ)において「年間上限額」という。)の範囲内において、必要の都度、必要な額を認定すること。

また、上記の課外のクラブ活動に要する費用について、合宿及び大会等への参加にかかる交通費及び宿泊費が必要となることにより、年間上限額によりがたい場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、1学年ごとに、年間上限額に換えて、年間上限額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(3) (略)

9・10 (略)

第8～13 (略)

(キ) (略)

(ク) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、27,250円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合には、前記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差しつかえない。

(ケ) 学習支援費は、学習参考書等((イ)に含まれるものを除く。)の購入費及び課外のクラブ活動に要する費用に充てる経費であり、その計上に当たっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても月額全額を計上すること。

(3) (略)

9・10 (略)

第8～13 (略)